

杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例を公布する。

令和5年3月15日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第12号

杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、杉並区（以下「区」という。）において性の多様性が尊重される地域社会の実現を図るため、基本理念、性を理由とする差別等の禁止、区、区民及び事業者の責務並びにパートナーシップ制度その他の区が実施する性の多様性が尊重される地域社会の実現に関する施策の基本的事項について定め、もって全ての区民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的指向 自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。
- (2) 性自認 自己の性別についての認識をいう。
- (3) パートナーシップ関係 双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合い、共同生活を営むことを約した2者間の関係をいう。
- (4) パートナーシップ制度 第9条に定めるところにより、区長がパートナーシップ関係にある者からの届出を受理したことを証明する制度をいう。
- (5) 区民 区内に住み、働き、又は学ぶ人をいう。
- (6) 事業者 区内において、事業活動を行うものをいう。

(基本理念)

第3条 性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進は、性的指向又は性自認を内心にとどめることを希望する者の平穏な生活の確保に配慮しつつ、全ての区民が、性を理由とする差別等を受けないこと、性の多様性をめぐる個人としての尊厳が重んぜられること及び性別、性的指向、性自認等にかかわらず、自らの意思によって地域社会のあらゆる分野における活動に参画し、能力を発揮する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(性を理由とする差別等の禁止)

第4条 何人も、性を理由として不当な差別的取扱いをすることその他の性を理由として個人の権利利益を不当に侵害する行為をしてはならない。

2 何人も、正当な理由なく、本人の意に反して、性的指向若しくは性自認の表明を強制し、若しくは禁止し、又は性的指向若しくは性自認を明らかにしてはならない。

(区の責務)

第5条 区は、第3条に定める基本理念にのっとり、区民、事業者、国及び他の地方公共団体その他の関係機関等との連携を図りつつ、性の多様性が尊重される地域社会の実現に関する施策を実施する責務を有する。

(区民の責務)

第6条 区民は、性の多様性について理解を深めるとともに、区が実施する性の多様性が尊重される地域社会の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、性の多様性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、性を理由とする差別等の防止を図る等性の多様性に配慮するよう努めるとともに、区が実施する性の多様性が尊重される地域社会の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(相談体制の整備等)

第8条 区は、区民からの性を理由とする差別等に関する相談に的確に応ずるため、必要な体制の整備を図るものとする。

2 区民は、性を理由とする差別等について、区長に対し、苦情の申出をすることができる。

3 区長は、前項の規定により苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速に処理す

るものとする。

(パートナーシップ制度)

第9条 パートナーシップ関係にある者であって、規則で定める要件を満たすものは、規則で定めるところにより、これらの者がパートナーシップ関係にある旨を区長に届け出ることができる。

- 2 区長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、当該届出を受理したことを証する書面を交付するものとする。
- 3 第1項の届出をした者であって、当該届出を受理したことを証するカードの交付を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請することができる。
- 4 区長は、前項の申請があったときは、規則で定めるところにより、同項の申請をした者に対し、同項のカードを交付するものとする。
- 5 区は、区が実施する施策等において、パートナーシップ関係にある区民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的とするパートナーシップ制度の趣旨を十分に尊重し、適切に対応するものとする。ただし、法令等の規定により実施する施策等においては、この限りでない。
- 6 前各項に定めるもののほか、パートナーシップ制度に関して必要な事項は、規則で定める。

(啓発活動)

第10条 区は、性の多様性に関する区民及び事業者の理解を深めるよう、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第9条及び次項から附則第4項までの規定は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2中22の項を23の項とし、21の項の次に次のように加える。

<p>22 杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例（令和5年杉並区条例第12号）第9条第3項に規定するカードの交付</p>	<p>1件につき</p>	<p>350円</p>	<p>交付申請のとき。</p>
---------------------------------------------------------------------------------	--------------	-------------	-----------------

3 杉並区高齢者住宅条例（平成9年杉並区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第5号イ中「親族の」を「親族又は杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例（令和5年杉並区条例第12号）第9条第2項の規定による書面の交付を受けたパートナーシップ関係にある相手方その他これに準ずる者として規則で定める者（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）である」に改める。

第8条第1項第1号イ中「親族」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

4 杉並区営住宅条例（平成9年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「含む」の次に「。以下同じ。）又は杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例（令和5年杉並区条例第12号）第9条第2項の規定による書面の交付を受けたパートナーシップ関係にある相手方その他これに準ずる者として規則で定める者（以下「パートナーシップ関係の相手方」という）を加え、同条第2項中「親族」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第8条第1項第1号イ中「親族」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例新旧対照表（抄）

附則第3項による改正（杉並区高齢者住宅条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（使用者の資格）</p> <p>第6条 区営高齢者住宅を使用することができる者は、申込みをした日において、次に掲げる条件を具備している者でなければならない。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 世帯構成がア又はイの住宅の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げるものであること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 2人世帯用住宅 規則で定める親族又は杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例（令和5年杉並区条例第12号）第9条第2項の規定による書面の交付を受けたパートナーシップ関係にある相手方その他これに準ずる者として規則で定める者（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）である同居者がいること。</p> <p>（6）～（8） 略</p> <p>2 略</p>	<p>（使用者の資格）</p> <p>第6条 区営高齢者住宅を使用することができる者は、申込みをした日において、次に掲げる条件を具備している者でなければならない。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 世帯構成がア又はイの住宅の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げるものであること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 2人世帯用住宅 規則で定める親族の</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>同居者がいること。</p> <p>（6）～（8） 略</p> <p>2 略</p>

(使用予定者の決定等)

第8条 区長は、区営高齢者住宅の使用申込者の数が使用を許可すべき区営高齢者住宅の戸数を超える場合においては、次の各号のいずれにも該当する者のうちから抽せんにより使用予定者を決定する。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 略

イ 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないために親族若しくはパートナーシップ関係の相手方と同居することができない者

ウ～カ 略

(2)及び(3) 略

2及び3 略

(使用予定者の決定等)

第8条 区長は、区営高齢者住宅の使用申込者の数が使用を許可すべき区営高齢者住宅の戸数を超える場合においては、次の各号のいずれにも該当する者のうちから抽せんにより使用予定者を決定する。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 略

イ 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないために親族_____と同居することができない者

ウ～カ 略

(2)及び(3) 略

2及び3 略

附則第4項による改正 (杉並区営住宅条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(使用者の資格)</p> <p>第6条 区営住宅を使用することのできる者は、申込みをした日において、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては第4号から第6号まで、密集整備法第19条の規定により区営住宅への入居を希望す</p>	<p>(使用者の資格)</p> <p>第6条 区営住宅を使用することのできる者は、申込みをした日において、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては第4号から第6号まで、密集整備法第19条の規定により区営住宅への入居を希望す</p>

る旨を区長に申し出た者にあつては第2号から第6号まで) に掲げる条件を具備している者でなければならない。

(1) 略

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)又は杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例(令和5年杉並区条例第12号)第9条第2項の規定による書面の交付を受けたパートナーシップ関係にある相手方その他これに準ずる者として規則で定める者(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)があること。

(3)~(6) 略

2 次の各号のいずれかに該当する者(次条第2項において「高齢者等」という。)にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族又はパートナーシップ関係の相手方があることを要しない。

(1)~(8) 略

3~5 略

(使用予定者の決定等)

第8条 区長は、区営住宅の使用申込者

る旨を区長に申し出た者にあつては第2号から第6号まで) に掲げる条件を具備している者でなければならない。

(1) 略

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む_____。)

_____。)

(3)~(6) 略

2 次の各号のいずれかに該当する者(次条第2項において「高齢者等」という。)にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族_____があることを要しない。

(1)~(8) 略

3~5 略

(使用予定者の決定等)

第8条 区長は、区営住宅の使用申込者

の数が使用を許可すべき区営住宅の戸数を超える場合においては、次の各号のいずれにも該当する者のうちから抽せんにより使用予定者を決定する。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 略

イ 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないために親族若しくはパートナーシップ関係の相手方と同居することができない者

ウ～カ 略

(2)及び(3) 略

2及び3 略

の数が使用を許可すべき区営住宅の戸数を超える場合においては、次の各号のいずれにも該当する者のうちから抽せんにより使用予定者を決定する。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 略

イ 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないために親族_____と同居することができない者

ウ～カ 略

(2)及び(3) 略

2及び3 略